

別表一(三)次葉

「42」又は「44」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一(三)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

		事業 年度等	法人名		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳					
法人 税	外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七(三の十二)「3」)	9		外国関係会社等に係る控除 対象所得税額等相当額等の控除額 (別表十七(三の十二)「4」と(32) のうち少ない金額)	33
	仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	10		仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	35
法人税額の計算					
	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42)の15%相当額	45
	(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (42)	43	000	(43)の19%相当額	46
	所得金額 (42) + (43)	44	000	法人税額 (45) + (46)	47
地方法人税額の計算					
課税	標準法人税額 (31)	48	000	(48)の4.4%相当額	49
この申告が修正申告である場合の計算					
法人 申告 税 前 の 額	所得金額又は欠 損金	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; margin: 0;">「42」欄</p> <p>特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第4号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00383」</p> <p>③ 「適用額」欄：「42」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>			
	課税土地譲渡利 益				
計 算	還付金額	53		欠損金の繰戻しによる 還付金額	60
	この申告により納付すべ い金額又は減少する還付金 (1) - (52)若しくは(14) (5) - (26)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; margin: 0;">「44」欄</p> <p>特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00395」</p> <p>③ 「適用額」欄：「44」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) <u>別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p> </div>			